

2018
03
March



CLIENT

H30.03.05 No.318



弊法人からのご連絡事項①・②

- ・『確定申告のお知らせ』の発送予定
- ・平成 29 年分の確定申告とセルフメディケーション税制について

P1・2

セミナー開催報告

- ・「クリニックの為の医院経営セミナー『集患増収』」

相続トピックス

- ・相続税の税務調査
～ 5 件に 1 件の確率で調査されます～

P5・6

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・基礎控除の見直しについて

税務トピックス

- ・税務調査のポイント (4)

P7

P4



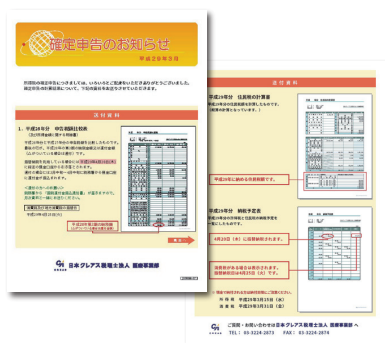
『確定申告のお知らせ』の発送予定

平成29年分確定申告は決定通知書が届いた医院から順次、電子申告にて申告書を提出しております。毎年、確定申告が終わりましたら、決定した税額のお知らせとして『確定申告のお知らせ』をお送りしております。今回も下記書類①～④の発送を予定しております。

『確定申告のお知らせ』について

平成29年分確定申告で決定した納税額のお知らせとして、『確定申告のお知らせ』を3月15日(木)に発送予定です。お手元に届きましたら、ご確認をお願いいたします。

内容についてご不明な点がございましたら、お早めに担当者までご連絡ください。



① 『確定申告のお知らせ』

納税額等のお知らせとしてお送りする各表(次の②③④)の解説を記載しております。

各税金の納付日、その他注意すべき点等が明記されておりますので、お手元に届きましたらご覧ください。

② 平成29年分 申告税額比較表

今回申告した平成29年分と前年(平成28年分)の所得税額を比較したものです。最後の行が第3期分、平成30年4月20日(金)の納付金額又は還付金額*です。

※数字の前に△が付いている場合は還付金額となります。

例) △280,000 → 280,000円の還付です。

ふるさと納税をした場合

【寄附金控除】の欄に控除金額が記載されます。

③ 平成30年分 住民税の計算書

平成30年分の住民税額を計算したものです。市区町村により計算方法が若干異なる場合があるため、概算での計算となっております。ご了承ください。

ふるさと納税をした場合

【寄附金税額控除】の欄に控除金額が記載されます。

④ 平成30年分 納税予定表

平成30年分 納税予定表

平成30年分の所得税、住民税、事業税、消費税について納付金額又は還付金額*の予定を一覧にしたものです。

該当しない税目については表示されません。また、固定資産税については考慮外となっております。

今年の納税予定を確認することで、納税資金を計画的に準備するようにしましょう。

※金額の前に△が付いている場合は還付金額です。

平成29年分の確定申告とセルフメディケーション税制について

弊法人からのご連絡事項②

平成29年分の確定申告から、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けることができます。セルフメディケーション税制は、健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組（健康診断等）を行っている人が、年度中に12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に、所得控除を受けられるものです。



ドラッグストア等で販売される医薬品のなかで、対象商品の多くにこのような共通認識マークが入っております。

■ 添付又は提示が必要な書類

(1) セルフメディケーション税制の明細書

明細書を作成するために、控除の対象であることが記載されている領収書（右のような領収書）が必要になります。

※領収書は、確定申告期限から5年間、保管をお願いします

(2) 一定の取組を行ったことを明らかにする書類

下記のような書類の添付または提示が求められます。

- ◎ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- ◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- ◎ 特定健康診査の領収書又は結果通知表
(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- ◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表
(「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

領収書の表示例

国 税 薬 局

虎ノ門店 TEL: 03-****-****
東京都千代田区霞が関*****

■ 領収書 ■

2017年4月1日(土) 12:00

★ゼイムEX	¥1,273
ズンウヤク60	¥760
バンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥681

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

引用:国税庁「セルフメディケーション税制」

引用:国税庁「セルフメディケーション税制」

セルフメディケーション税制については、平成28年8月号 (No. 299) のCLIENTもご参照ください。

※セルフメディケーション税制は、選択適用となります。通常の医療費控除と一緒に受けることができませんのでご留意ください。

記事についてのご質問は、担当までお問い合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

相続税は、かなり高い確率で税務調査が入ることをご存知でしょうか？ 相続税の申告を終えて、ホッと一息ついたところに税務調査はやってきます。
今回は最新のデータをもとに、最近の傾向についてお伝えします。

■ 最新のデータからみる税務調査

国税庁が公表している最新の資料によりますと、平成26年に発生した相続（提出された相続税の申告書は56,239件）を中心に調査が実施され、その結果、相続の申告をされた方のうちおよそ5件に1件の割合で調査が入っていることが分かります。

■ 国税庁平成27事務年度・28事務年度における調査状況

	平成27事務年度 (平成25年分相続申告)	平成28事務年度 (平成26年分相続申告)
実地調査件数	11,935件	12,116件
申告漏れ等の非違件数	9,761件	9,930件
1件当たり申告漏れ課税価格	2,517万円	2,720万円
1件当たり追徴税額	489万円	591万円

『平成28事務年度に置ける相続税の調査の状況について』(別表)相続税の調査実績

平成28事務年度では実施調査のうち82%の方が何らかの指摘を受け600万円程の追徴課税を課せられたようです。申告漏れによる相続財産の内訳は現金・預貯金等が最も多く、有価証券、土地と続きます。

ここでは最も指摘の多い現金・預貯金等について考えてみたいと思います。

税務署は被相続人や相続人の銀行口座等の入出金、伝票の筆跡等を調査します。現金・預貯金等の指摘事項については、生前贈与の有無がよく論点になります。下記は、生前贈与の有無を判断するポイントとなります。

- ・贈与税申告や贈与契約書の有無
- ・財産をもらった人が通帳や印鑑の管理をしているかどうかの状況

贈与が形だけのものだったと判定されると名義預金として指摘され、相続財産の計上漏れとなった場合に、追徴課税されてしまいます。

相続対策のために行った贈与が無駄にならないよう、正しいアドバイスを受けていただきたいので、お気軽に弊法人にご相談ください。

生前対策 ～将来の相続が心配な方へ～

相続税は、相続の発生とともに突然到来します。名義預金やご両親の相続が心配な方は、一刻も早い対策を講じたほうがよいでしょう。本問題に取り組む姿勢として遅すぎることはあっても早すぎることはありません。確定申告を一つの機会ととらえ、ご自身・ご家族の現状分析を行ってみませんか？

現状分析・相続シミュレーション

生前対策を検討するにあたり、まず現在の財産の状況でどの程度の税金がかかるのかを試算します。

基本報酬 100,000円～ (税別)

相続税についてのご質問は、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

平成29年12月号(No. 315)に引き続き、歯科医院における税務調査についてお伝えします。今月は、指摘の多い「専従者給与」「車両費」について、お伝えします。

■ 個人歯科医院の専従者給与の妥当性

専従者給与とは親族への給与のことです。青色申告の場合は、この専従者への給与が経費にできますが、白色申告の場合には専従者への給与は経費にできません（白色申告の場合、確定申告書に控除額の記入欄があり、事業所得に応じて、一定額まで控除の対象になります）。

◆ 青色事業専従者と認められる条件

青色事業専従者と認められるには、下記の全てを満たしている必要があります。

◇ 青色専従者の条件

- ・青色申告者と生計を一緒にしている配偶者、もしくは親族
- ・その年の12月31日時点で年齢が15歳以上であること
- ・青色申告者の営む事業にもっぱら従事していること



◆ 専従者給与の妥当性

専従者給与が、医院で働く他の歯科助手や歯科衛生士と比較して、著しく高額な場合には、勤務状況とあわせて、税務調査において指摘される可能性が高くなります。注意しましょう。

◇ 専従者給与のポイント

- ・勤務状況はどうか？
- ・支払いはされているのか？
- ・相場と比較して、妥当な給与となっているか？

■ 車両費について

事業用に自動車を購入する方も多いでしょう。自動車は車両本体のみならず、購入時に税金・保険・各種手続き費用等の経費がかかり、維持管理するうえでもガソリン代や駐車場代などの支出が発生します。また車両本体は「固定資産」となりますので、減価償却の対象となります。

◆ 車両費の家事按分の妥当性

個人歯科医院の方は、事業用以外に自家用車両として使用することがあると思われます。その際は、家事按分の必要があります。「平日は仕事、土日はプライベート」といった割合で按分してもよいでしょう。税務署から質問されたときに「按分比率の根拠」をきちんとした説明ができるようにしましょう。

◇ 車両費のポイント

- ・通勤手当を支給していないか？
- ・医院のそばに駐車場があるのか？
- ・プライベートと分けているか？根拠をもって按分しているか？

税務調査についてのご質問は、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

「経営に活かすレセプト分析の活用方法（平成30年1月28日開催）」の振り返り

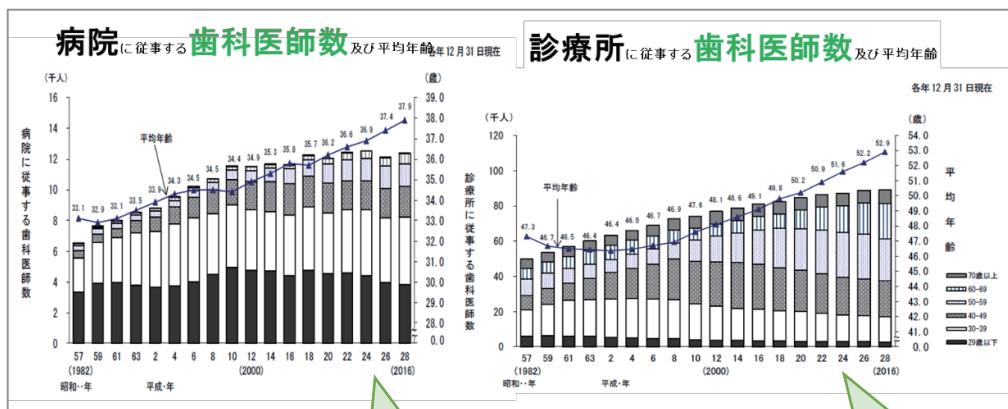
セミナーにご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。「経営分析のやり方、及びその重要性を再確認できました」、「はじめて『経営』という観点から自院をながめるきっかけになりました」等のお声をいただきました。

■ 歯科医療業界の現状

厚生労働省のデータから、歯科医療業界の現状について考えてみます。平成28年12月31日現在、歯科診療所は「個人」が54,930施設（歯科診療所総数の79.7%）、「医療法人」は13,393施設（同19.4%）となっています。また、歯科医師数は101,551人であり、その約88%が診療所に所属しています。

◆ 施設別にみる歯科医師数及び平均年齢

施設別にみる歯科医師の平均年齢は、病院に従事する歯科医師が**37.9歳**であるのに対し、診療所に所属する歯科医師は**52.9歳**でした。施設により15歳のひらきがありました。



平均年齢は **37.9歳**

平均年齢は **52.9歳**



また、開業年齢について歯科医師と医師を比較してみました。すると、歯科医師の方が、医師の方よりも早めに開業する傾向があるようです。こうした現状と傾向を踏まえ、競争の激化が予想される歯科業界で生き残るために「能動的に医院経営」をすることが大切でしょう。

■ 能動的に医院経営を行うポイント

能動的に医院経営を行おうとしても、何から手をつければよいか分からない部分もあるかと思います。

右記のように、A先生は月40万円の収入を増やしたいと考えています。しかし、目標を設定する際に、大枠の数字だけを掲げてもなかなか達成できないでしょう。

1日当たり何人診療すればよいかなど、具体的に先生がイメージできる数値で目標を設定することにより、行動に結び付けることが可能になります。

A先生は、今年目標として10%増収月40万円の収入を増やしたいと考えています。

◆ 具体的にイメージできる数字とは？

先程のA先生をケーススタディに、目標を数値に落とし込む方法について考えてみましょう。

◆ ケーススタディ

患者の月の来院回数1.38回
 1日当たりの来院人数20.85人
 1回当たりの保険点数867点
 月の稼働日が20日の場合

月額40万円収入を増やす為には、
 40,000点 / 20日 = 2,000点

→ 1日2.3人患者さんを増やせば達成可能

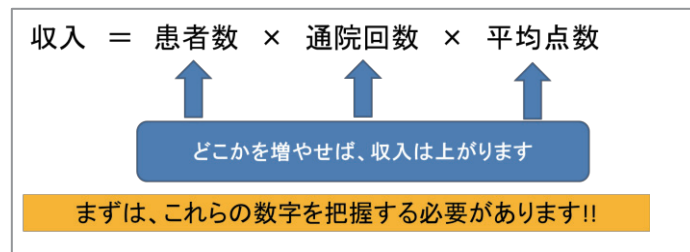
患者数に置き換えると
 分かりやすい

目標数値を落とし込むためには、自院の現状分析が必要となります。自院の現状分析は、レセプトデータを活用することで可能となります。データをもとに、日々の数字に落とし込んでみましょう。

■ 増収の為の具体的施策とは

先生のイメージしやすい数字に医院の経営目標を落とし込むことができたでしょうか？

収入とは、「患者数」「通院回数」「平均点数」の3つを掛け算したものになります。3つの要素を改善することで、収入の向上につながります。また、これらの数値の推移を見ることで医院の問題点も浮き彫りになり、医院の改善すべき方向性を見出すことができるでしょう。



◆ 患者数を上げる方法 / 通院回数・平均点数を上げる方法

<p>患者数を上げる方法</p> <p>(1) 新患来院経路を集計 (2) 患者就業地・居住地分析 (3) 自院の患者層の分析</p>	<p>具体的な施策案</p>	<p>(1) 新患来院経路を集計</p> <p>・問診表を集計して、来院経路を把握することで、効果のある広告媒体が分かるでしょう。</p>
<p>通院回数・平均点数を上げる方法</p> <p>(1) キャンセル分析 (2) かかりつけ機能強化 (診療報酬改定)</p>	<p>具体的な施策案</p>	<p>(1) キャンセル分析</p> <p>・どのような治療段階・時間帯・患者層にキャンセルが多いか傾向を分析しましょう。分析することで、キャンセルが多い時間帯には多めにアポイントを入れる等の対応策がとれます。</p>

自院のレセプトデータを分析して課題を見つけましょう。上記のような「患者数」・「通院回数」・「平均点数」を上げる施策とともに、目標に近づくためにPDCA（計画 → 行動 → チェック → 改善）サイクルを回すことにより、医院の経営は安定します。

今後も、医院経営に関するセミナーを開催いたします。お時間のごございます折に、ぜひご参加ください。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 医業経営コンサルタント 税理士 稲本 美幸

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

先月のCLIENTで、平成32年分以後の給与所得控除の見直しについての記事が掲載されていましたが、具体的にどのくらいの影響が出るのを知りたいです。

Answer

A. 平成30年度の税制改正大綱では、働き方の多様化を踏まえて、給与所得控除の他に、基礎控除額の見直しも行われました。以下において、見直しの内容とモデルケース別の影響額をご説明します。

■ 基礎控除額とは？

基礎控除は、納税者の状況に関係なく、一律で一定額を控除する制度です。

■ 基礎控除額の見直しの概要

基礎控除額が一律10万円引き上げられます。所得税：38万円→48万円・住民税：33万円→43万円。

※ただし、合計所得金額が2,400万円（給与収入2,595万円）を超えると基礎控除が通減し、

合計所得金額が2,500万円を超えると、基礎控除の適用ができなくなります。

医療法人の理事長や医院で働く医師・スタッフの皆様に影響が出ると予想されます。

モデルケース別の影響額は下記の通りです。

① 給与収入が850万円の方の所得税・住民税等

	改正前	改正後	税額
全世帯	141.5万円	141.5万円	影響なし

② 給与収入が1,000万円の方の所得税・住民税等

	改正前	改正後	税額
介護・子育て世帯	160.4万円	160.4万円	影響なし
上記以外の世帯	184万円	189万円	5万円の負担増

※介護世帯とは、特別障害者控除の対象となる扶養親族が同一生計内にいる世帯をさします。

また、子育て世帯とは、23歳未満の扶養親族が同一生計内NIいる世帯です。

※モデルケースの見直しは、平成32年分（2020年）より実施予定です。

③ 個人医院の院長の所得税・住民税等

	改正前	改正後	税額
合計所得金額1,000万円(全世帯)	264万円	259.6万円	4万円の負担減

※所得とは、個人事業であれば、収入から費用を控除した後の金額です。

※所得金額が、2,400万円を超える場合は、負担減とならない可能性がありますので、ご注意ください。

①と②のモデルケースのように給与収入の方は、給与収入が850万円を超えると（介護・子育て世帯を除く）負担額が増加します。また、給与所得控除のない歯科医院の院長は、基礎控除が拡大するためおおよそ減税となります。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 318号

■発行日：2018年3月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

<国内> 東京/大阪/横浜/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A